

# インターネットに関するトラブルに注意!

問い合わせ 消費生活センター(産業振興課内) ☎573236  
 【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)  
 9時~12時・13時~16時

【事例】  
 ●「簡単にもうかる」と情報商材を買ったが全くもうからない。  
 ●「確実にもうかる」「代わりに買ってくれたら倍の価格で買い取る」などと言って仮想通貨やファンダを勧誘されて購入したが、入金がない。そして連絡がつかなくなった。

●健康食品や化粧品のお試しだったら定期購入だった。  
 ●携帯電話やスマホの契約・解約時のトラブル。スマホの操作に慣れていないことによる利用時のトラブル。スマホを変えたら思ったより高額の請求が来たなど。(特に60歳以上の方から寄せられています)  
 【アドバイス】  
 ●実態や契約内容に不安があるときは、契約しないようにしましょう。  
 ●「必ずもうかる」という言葉をするのみにしないようにしましょう。

必ずもうかる保証はどこにもありません。  
 ●仮想通貨の取引は金融庁のホームページで仮想通貨交換業の登録業者かどうか確認しましょう。  
 ●仕事を始める前に高額なお金を払う仕組みには注意しましょう。努力せずにもうかる話はありません。

●広告ページや最終画面で定期購入が条件となっていないか、解約・返品条件など、確認しましょう。  
 ●スマートフォンの契約書にサインする前に契約内容や、月額料金はいくらかを確認しましょう。タブレットや光回線など、複数のサービスを勧められても理解できないものや必要ないと思った契約は断りましょう。  
 ●契約する前に消費生活相談窓口など、公的な相談窓口にご相談しましょう。  
 ●どんな小さなことでもひとりで悩

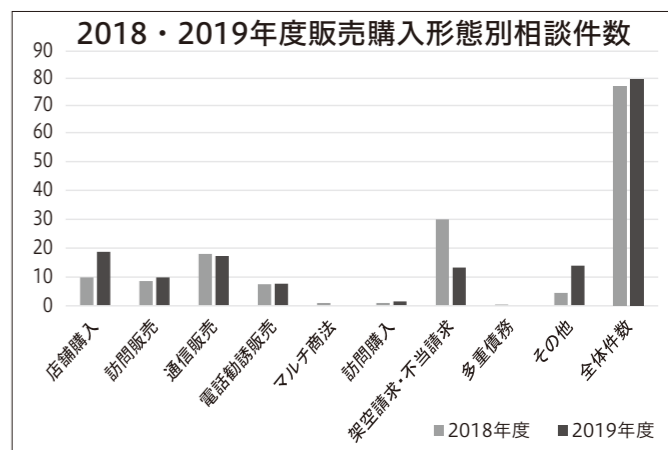
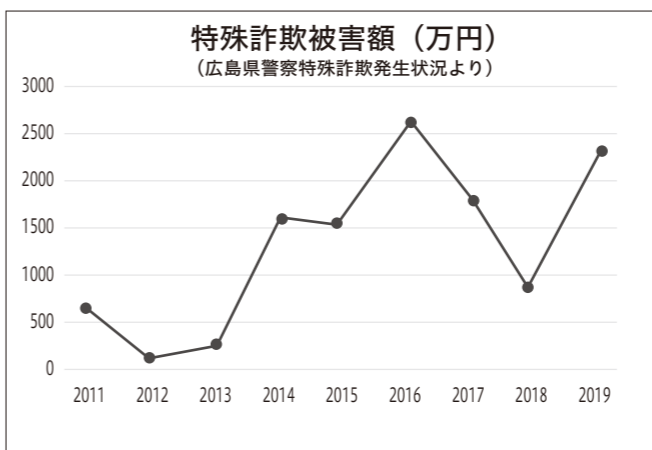


大竹消費生活センター  
 マスコットキャラクター  
 「ひっかからないカモくん」

まず、消費生活センターにお気軽にご相談ください。  
 消費生活に関する「出前消費生活講座」を行っています。(講師料は無料)  
 消費者ホットライン ☎1188

## 令和元年度の相談状況

消費生活センターの相談件数は、令和元年度は81件で、平成30年度の77件に比べて4件増加しています。「不当請求・架空請求」に引き続き注意してください。  
 「不当請求・架空請求」の相談件数は減少したものの、今年度の特殊詐欺被害額(2330万円)は増加しました。  
 また、インターネットに関するトラブルの相談件数が年齢を問わず増えていきます。特に、SNSをきっかけとした相談が増加傾向にあります。



## 自由通路等 橋上駅舎化 工事説明会開催

大竹駅  
 問い合わせ  
 都市計画課 ☎59-2167

新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者全員のマスク着用をお願いします。また、当日、発熱のある方や体調がすぐれない方の参加は、ご遠慮ください。



東口交通広場からの外観



西口交流広場からの外観

JR大竹駅周辺からのアクセスや駅周辺の回遊性の向上を目指し、現在整備事業を進めています。具体的には、「円滑な自動車アクセスと交通結節点としての機能強化」、「駅周辺のバリアフリー化のため、駅の橋上化や東西地区を結ぶ自由通路などの整備」、「西口駅前広場の再整備」、「東口交通広場の整備」などに取り組んでいるものです。

この事業に伴う工事の説明会を開催します。

とき 7月17日(金) 19時~  
 ところ 総合市民会館  
 説明会の概要  
 工事概要説明、安全対策、工事スケジュール



## 保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」を

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
 岩国年金事務所 ☎242-2222  
 保健医療課 ☎592-1141

「保険料免除制度」は、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度です。

申請すると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階(全額・4分の3・半額・4分の1)の免除が受けられます。

申請時期 令和2年度分(7月~令和3年6月分)の手続きは7月1日(水)からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望される方も、毎年手続きが必要です。

※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。  
 また、免除の申請は申請が受理された月から過去2年1ヵ月前(7月中)に申請する場合は平成30年6月~令和2年6月)までさかのぼることが可能です。

保険料を納められなくなったとき 保険料の免除を受けると、将来受け取る年金額が満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付(「追納」といいます)する必要があります。  
 なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納の間まですと 未納期間が多いと、老齢年金が支給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる方も、免除を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。  
 ・保険料の納付が困難なときは、保険料免除制度を活用しましょう。